

クオンティック・トラストー 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03

ケイマン籍契約型外国投資信託(米ドル建て) / 単位型 公社債投資信託



ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。

- ・クオンティック・トラスト(以下「トラスト」といいます。)のサブ・ファンドである早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03(以下「ファンド」といいます。)に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合には、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされています。
- ・また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されていますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- ・この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ・この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年2月13日に関東財務局長に提出しており、2020年2月29日にその届出の効力が生じております。
- ・投資信託は銀行預金ではなく、預金保険の対象外です。また、銀行等の登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払の対象外です。投資信託は値動きがあり、投資元本の保証はなく、値下がりのリスクがあります。
- ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の発行者等の状況の変化等を受けて変動するため、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの1口当たり純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円貨でお受取りの際には、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

■管理会社は…

SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

ファンドの関係法人

管理会社	<p>SMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの資産の管理・運営ならびに受益証券の発行および買戻しを行います。 ・ 1992年2月27日に、ルクセンブルグにおいて設立されました。 ・ 2019年12月末日現在の資本金は、5,446,220ユーロ(約6億6,733万円)です。 (注)ユーロの円貨換算は、便宜上、2019年12月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=122.53円)によります。 ・ 管理会社は、2019年12月末日現在、8本の投資信託を運営および管理しており、その純資産額は、3,437,749,451米ドル、6,703,583ユーロ、1,273,534,611,255円、2,411,887,207豪ドル、754,580,081ニュージーランド・ドルおよび61,640,330カナダ・ドルの合計額です。
受託会社	<p>CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの受託業務を行います。
保管会社/ 管理事務代行会社	<p>SMBC日興ルクセンブルグ銀行株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務を行います。
管理会社業務代行会社	<p>ミレニアム・ファンド・サービスズ・ジャパン株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの管理会社業務代行業務を行います。
サービス支援会社	<p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドのサービス支援業務を行います。
代行協会員	<p>ゴールドマン・サックス証券株式会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本における代行協会員業務を行います。
日本における販売会社	<p>株式会社三井住友銀行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受益証券の販売・買戻業務を行います。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドの満期償還時における受益証券1口当たり純資産価格について、米ドル建て投資元本の100%を確保することを目指しつつ、信託期間中の信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

ファンドは、受益証券の発行手取金(からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの設定時に予期されるファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額)の全額を、特別目的会社(SPC)であるシグナム・ミレニアII・リミテッド(Signum Millenia II Limited)(以下「投資先債券発行会社」または「発行体」という場合があります。)により発行される、10年満期米ドル建てパフォーマンス・リンク債(以下「投資先債券」といいます。)に投資します。

投資先債券への投資は、投資者に対して、次に掲げるものに連動するリターンを提供します。

- (a) ファンドの満期日において、ファンドの受益証券に対して発行価格の100%である目標リターン(以下「満期時目標償還水準」といいます。)を達成することを目指す債券および当該債券に関連するデリバティブ取引のポートフォリオ(以下「安定運用部分」といいます。)
- (b) 以下の差額に対するボラティリティおよびモメンタム・リスクを制御したエクスポージャーから、年率0.50%の控除率を控除した合成ポートフォリオ(以下「積極運用部分」といいます。)
 - (i) MA AMC Limited(以下「参照ファンド」といいます。)の持分への想定上の投資により構成されるストラテジー・アセットに対する想定上の投資のパフォーマンス
 - (ii) 想定上の利付預金のパフォーマンス

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(以下、「GSI」または「計算代理人」ということがあります。)は、ファンドの設定日の後、市場環境等により、投資先債券の安定運用部分へ配分する満期時目標償還水準を達成するために必要な最低金額と積極運用部分に配分する残余の金額を短期間で確定します。

参照ファンドの概要

ファンド名：MA AMC Limited

運用会社：AHL Partners LLP

運用戦略：AHLマクロ戦略

戦略概要：参照ファンドの投資戦略は、行動経済パターンを特定し、強調するように設計されたシステムチック投資アプローチを採用するAHLマクロ戦略に従って投資することです。AHLマクロ戦略は、現在、幅広いセクターに渡る、多様な国際的な市場に投資しています。取引は、シグナルを創成するための主要な経済モデルおよび情報を使用して、24時間行われます。AHLマクロ戦略は、流動性のある金融商品に投資します。これには、現在、先物取引および先渡取引が含まれます。参照ファンドの投資目的が達成される保証はなく、期間の経過により投資成果は大きく変わる可能性があります。

ファンドの目的・特色

1

ファンドは、シグナム・ミレニアⅡ・リミテッドが発行する債券（投資先債券）への投資を通じて、実質的にファンドの満期日において米ドル建て投資元本の100%（満期時目標償還水準）を確保することを目指す安定運用部分と、超過収益の獲得を目指す積極運用部分を組み合わせ運用します。

*シグナム・ミレニアⅡ・リミテッドは、ケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。

・特別目的会社は、債券の発行などの事業を営むことを目的とした会社であり、一般に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用されます。

*安定運用部分は、日本国債への投資および通貨スワップ取引の締結を通じて、ファンドの満期時目標償還水準確保を目指します。

*積極運用部分は、コールオプション取引を通じて、参照戦略の収益状況に基づき、超過収益の獲得を目指します。

・超過収益を構成する積極運用部分の収益は、ファンドの受益証券1口当たり（ファンドの発行価格×連動率×参照戦略の収益率）によって算出される値に相当します。

・参照戦略の収益率は、運用開始基準日から判定基準日までの収益率を指します。

・連動率は、100%を目指しますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

*安定運用部分と積極運用部分および(上述)通貨スワップ取引とコールオプション取引は説明の便宜上分けておりますが、別々の債券または取引として独立に存在するわけではありません。

*米ドル建ての投資元本の確保を必ずしもお約束するものではありません。

2

ファンドは、信託期間約10年の単位型投資信託です。

● 申込期間は、2020年3月2日から2020年3月27日までとします。

● 信託期間は、2020年3月31日から2030年3月29日までとします。

※投資先債券の価格がターゲット水準に達した場合その他一定の事項が発生した場合、ファンドは早期償還されます。

3

ファンドは、運用開始日から3年が経過した日の翌日（2023年4月1日）以降、投資先債券の価格が下記の水準（ターゲット水準）以上となったことによりファンドの償還価格が米ドル建て投資元本の120%（早期償還目標水準）以上となることが期待される場合、投資先債券を売却することで早期償還を目指します。

ターゲット水準一覧（ファンドの償還価格が投資元本の120%以上となることが期待される場合）

当初3年経過後の日程	2023年 4月1日から 2024年 3月31日の間	2024年 4月1日から 2025年 3月31日の間	2025年 4月1日から 2026年 3月31日の間	2026年 4月1日から 2027年 3月31日の間	2027年 4月1日から 2028年 3月31日の間	2028年 4月1日から 2029年 3月31日の間	2029年 4月1日から 2030年 3月26日の間
投資先債券*	124.4%	124.2%	124.0%	123.8%	123.6%	123.4%	123.2%

*投資先債券の元本に対する割合。投資先債券の価格はファンドの1口当たり純資産価格とは一致しません。

※投資先債券の価格がターゲット水準に達してから信託期間終了日（2030年3月29日）までの期間が短い場合、早期償還が行われない場合があります。

※ターゲット水準は投資先債券を売却することで早期償還を目指す水準であり、受益証券1口当たり純資産価格が一定の水準になることを示唆または保証するものではありません。

※早期償還が行われる場合においても、ターゲット水準が投資先債券の実際の売却価格となるわけではありません。投資先債券の実際の売却価格は、ターゲット水準を下回ることが予想されます。また、投資先債券の売却等を行う際の市場動向や費用負担等により、ファンドの実際の償還価格は、投資先債券の売却価格がターゲット水準であった場合におけるファンドの償還価格を下回る場合があります。

※投資先債券の価格がターゲット水準に達し、早期償還のために投資先債券が売却された場合、事前に提出されかつ効力が発生していないすべての換金（買戻し）請求は取り消されます。また、早期償還が決定した後、換金（買戻し）請求の受付は停止されます。

※換金（買戻し）手数料は、ファンドが早期償還される場合にもかかります。

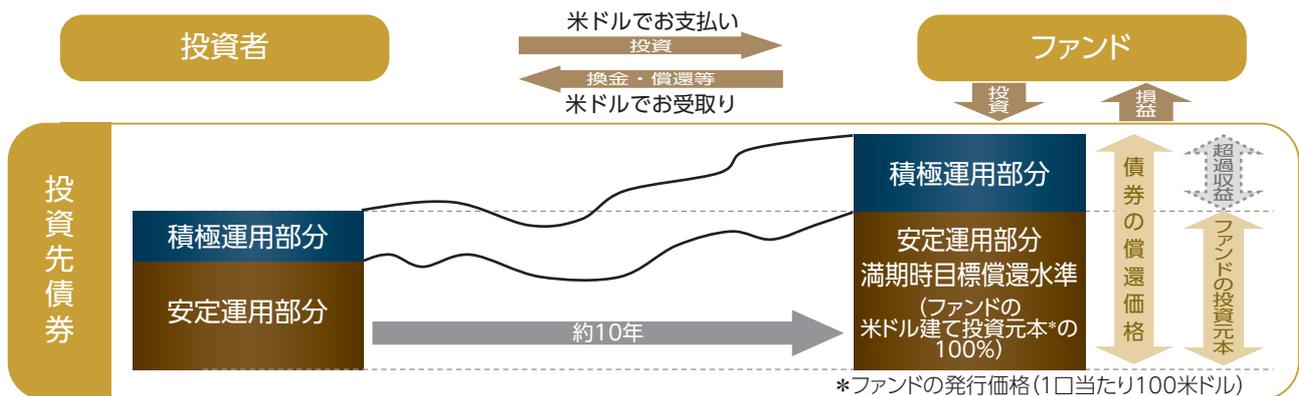
※投資先債券の売却等が速やかに行えない場合があるため、投資先債券の価格がターゲット水準に達してから早期償還が行われるまで日数がかかる場合および早期償還が行われることなく満期償還となる場合があります。

4

原則として収益の分配は行いません。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み図



- ファンドは、シグナム・ミレニアII・リミテッドが発行する債券(投資先債券)への投資を通じて、実質的にファンドの満期日において米ドル建て投資元本の100%(満期時目標償還水準)を確保することを目指す安定運用部分と、超過収益の獲得を目指す積極運用部分を組み合わせて運用します。

*シグナム・ミレニアII・リミテッドは、ケイマン諸島において設立されている特別目的会社です。

・特別目的会社は、債券の発行などの事業を営むことを目的とした会社であり、一般に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用されます。

*安定運用部分は、日本国債への投資および通貨スワップ取引の締結を通じて、ファンドの満期時目標償還水準確保を目指します。

*積極運用部分は、コールオプション取引を通じて、参照戦略の収益状況に基づき、超過収益の獲得を目指します。

・超過収益を構成する積極運用部分の収益は、ファンドの受益証券1口当たり(ファンドの発行価格×連動率×参照戦略の収益率)によって算出される値に相当します。

・参照戦略の収益率は、運用開始基準日から判定基準日までの収益率を指します。

・連動率は、100%を目指しますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。

*安定運用部分と積極運用部分および(上述)通貨スワップ取引とコールオプション取引は説明の便宜上分けておりますが、別々の債券または取引として独立に存在するわけではありません。

- 原則として収益の分配は行いません。

※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

※ファンドの満期日に満期時目標償還水準(米ドル建て投資元本の100%)確保を目指しますが、満期時目標償還水準での償還が保証されているわけではありません。投資先債券の発行体、裏付け資産である日本国債、通貨スワップ取引の相手方であるGSIがデフォルトした場合等には満期時目標償還水準を下回る可能性があります。

※ファンドの受益証券の期中における1口当たり純資産価格は市場動向により変動し、米ドル建て投資元本を下回ることがあります。従って途中換金の場合、満期時目標償還水準を達成することができないことがあり、換金価格はファンドの米ドル建て投資元本を下回る場合があります。

※積極運用部分がゼロとなった場合でも、ファンドの満期償還日に米ドル建て投資元本の確保を目指します。ただし投資元本が保証されているわけではありません。

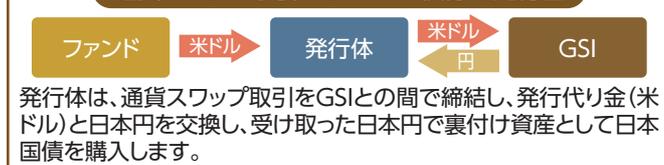
※ファンドは米ドル建てのため、円から投資する場合は為替変動リスクが生じます。特に、ご換金時・償還時に円高局面である場合は、その資産価値が大きく減少する可能性があります。また満期時目標償還水準は米ドル建てで設定されるため、償還時における円建ての目標はありません。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

安定運用部分の運用について

- 安定運用部分は、日本国債およびファンドの基準通貨(米ドル)と円を交換する通貨スワップ取引を用いて組成されます。米ドルの需要が円の需要を上回る状態が続くことが予想されていること等を背景に、このような組成手法を通じて取得可能であると想定される金利が、米国債等への投資により取得できる金利と比較して高くなることが期待されています。
- ファンドは、安定運用部分を通じて、一定のクーポンを四半期毎に受領します。クーポンは、ファンドの報酬および費用の支払に充当されます。
- 上記の通貨スワップ取引は、GSIを取引相手方とします。

通貨スワップ取引のイメージ:債券の発行日



通貨スワップ取引のイメージ:債券の満期時



- ファンドは、投資先債券の発行体の信用リスクに加えて裏付け資産である日本国債、通貨スワップ取引の相手方であるGSIの信用リスクを負っています。
- なお、通貨スワップ取引については、発行体およびGSIとの間での信用補完契約に基づいて、先進国の国債(日本、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ)または現金等の担保が交換されます。

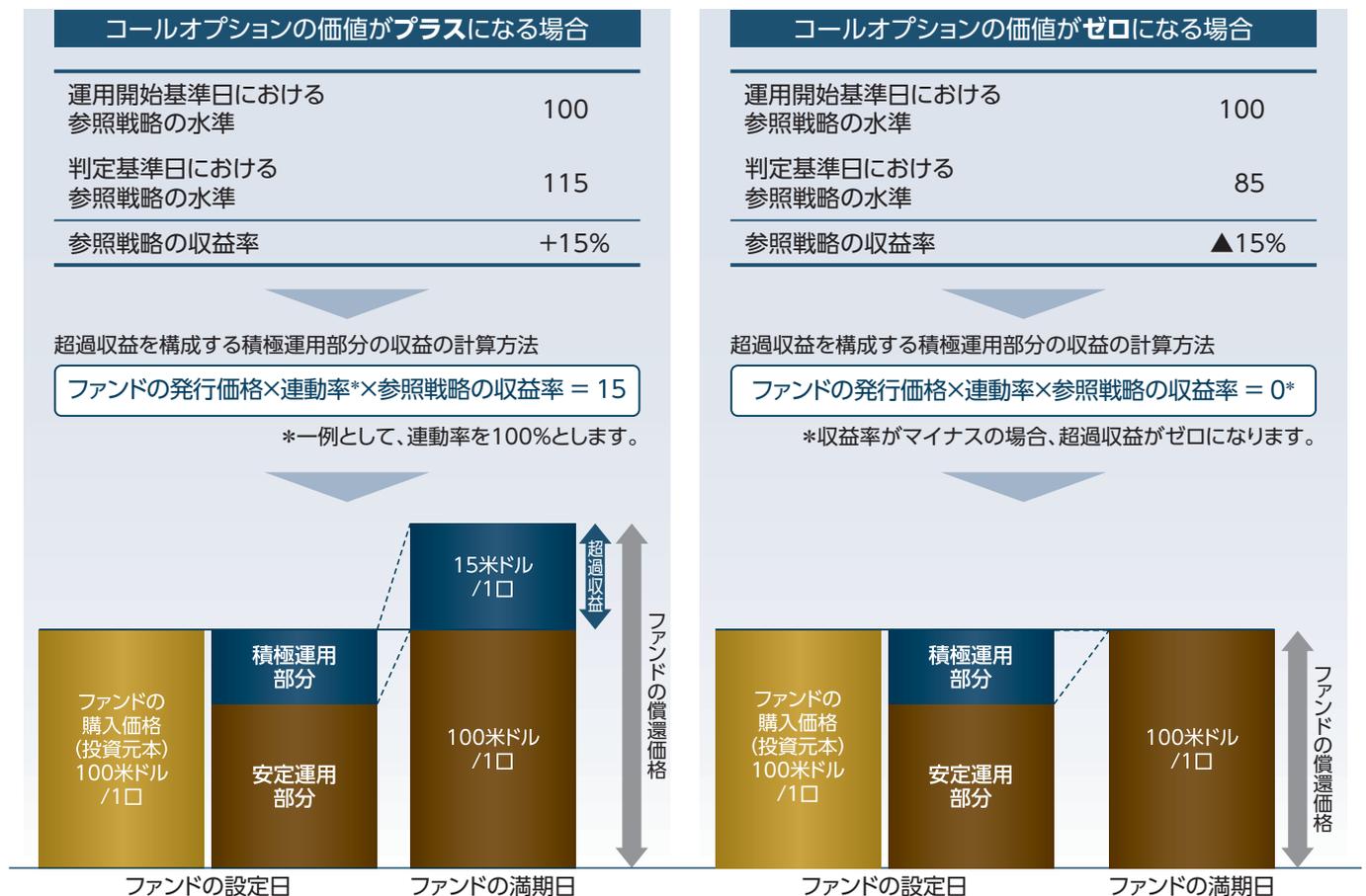
ファンドの目的・特色

積極運用部分の運用について

- 積極運用部分は、発行体とGSIの間に締結されるコールオプション取引を通じて、参照戦略の収益状況に基づき、超過収益の獲得を目指します。
- 超過収益は、基本的に参照戦略にかかる、運用開始基準日から判定基準日までの収益率に連動する水準に決定します。収益率がゼロまたはマイナスの場合、超過収益がゼロになります。
- 当該コールオプション取引は、発行体およびGSIとの間での信用補完契約に基づいて、先進国の国債(日本、米国、英国、ドイツ、フランス、カナダ)または現金等の担保が交換されます。
*「運用開始基準日」は、原則2020年4月1日となり、「判定基準日」は、原則2030年3月19日となります。変更される場合があります。

コールオプションの価値とファンドの償還価格(イメージ)

- 超過収益を構成する積極運用部分の収益は、ファンドの受益証券1口当たり(ファンドの発行価格×連動率×参照戦略の収益率)によって算出される値に相当します。
- 連動率とは、参照戦略にどの程度連動するかを示した数値です。
- 連動率は100%を目指しますが、ファンド設定時の市場環境等によっては100%を下回る場合があります。



※上記はイメージ図であり、実際とは異なる場合があります。

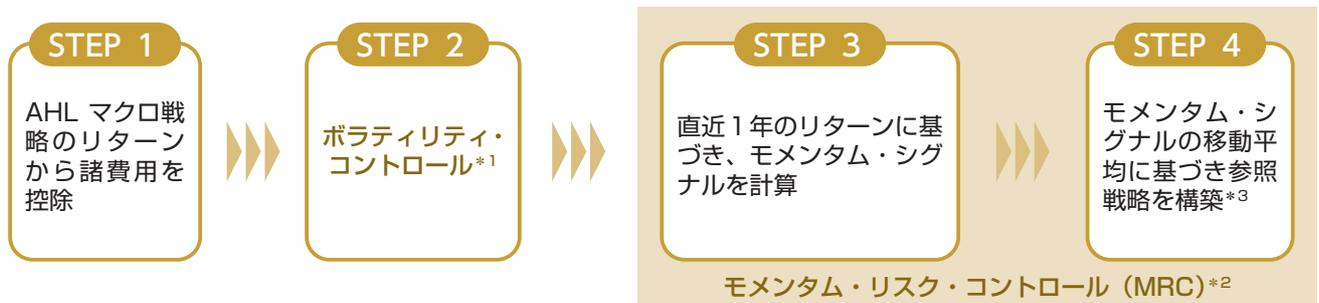
ファンドの目的・特色

積極運用部分の参照戦略について

独自のモメンタム・シグナルに基づき、参照戦略を構築

- 積極運用部分は、コールオプション取引を通じて、参照戦略の収益状況に基づき超過収益の獲得を目指します。
- 参照戦略は、諸費用を控除した AHL マクロ戦略のリターンに対し、ボラティリティ・コントロールおよびモメンタム・リスク・コントロールを実施して構築します。

参照戦略の構築イメージ



- *1 ボラティリティが目標水準になるよう、日次で現金等の配分比率を機械的に調整します。過去のパフォーマンスをもとに価格変動リスクを日々計測し、目標水準に応じて現金等の比率を増減させることで、ボラティリティの安定化を目指します。
- *2 直近のパフォーマンスを基に、日次で現金等の配分比率を機械的に調整します。直近のパフォーマンスに応じて現金等の比率を増減させることで、パフォーマンスの安定化を目指します。
- *3 参照戦略の収益率を計算する際、年率0.50%の控除率が控除されます。

積極運用部分には、AHLマクロ戦略を採用

ヒトの多角的な視点とAIの高速情報処理能力を融合し、最適な投資判断を実行



人間の行動バイアスがもたらす市場の非効率性を投資機会とする3つのモデルを構築

- ①カレンダーモデル
- ②リード・ラグモデル
- ③ファンダメンタルモデル

AHLマクロ戦略は英国マン・グループのAHLが提供します

AHLの概要

- AHLは1987年に創業。定量分析戦略のパイオニアとして30年以上に及ぶ運用実績があります。
- 債券、株式、為替、コモディティ等を対象とするモメンタム戦略/クオンツマルチ戦略を提供しています。
- 運用資産総額は316億ドル(約3.4兆円)です。

(注)データは2019年9月末現在。1米ドル=107.93円で円換算。

ファンドの目的・特色

投資制限

ファンドに適用される主な投資制限は以下のとおりです。詳細は請求目論見書をご参照ください。

- ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資を行いません。
- ファンドは、信用リスクを適正に管理する方法として管理会社が適当と認めるリスク管理手法に反することとなる取引を行いません。
- ファンドは、いかなるデリバティブ取引(差金決済されない通貨先渡取引を除きます。)またはその他類似する取引も行いません。
- ファンドは、純資産価額の10%を超えて、借入れを行いません。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的に10%を超える場合は、この限りではありません。

分配方針

原則として分配は行わない方針です。

投資リスク

ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きおよび為替相場の変動等により上下します。また、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の発行者等の状況の変化等を受けて変動するため、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの1口当たり純資産価格は外貨建てで算出されるため、当該通貨建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円貨でお受取りの際には、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。**したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者の皆様には帰属します。投資信託は預貯金と異なります。**

以下は、ファンドの主な投資リスクの要点だけを述べたものです。ファンドはその他のリスクに加え、投資先債券および参照戦略のそれぞれに関連するリスクを負います。これらのリスクを含む、ファンド、投資先債券および参照戦略の詳細が記載されている請求目論見書を参照し、専門家に相談することを推奨します。

価格変動リスク

ファンドは、投資先債券に投資します。投資先債券は、参照戦略のパフォーマンスに連動します。安定運用部分の価値は市場金利の変動等を受けて変動する場合があります。参照戦略は、参照ファンドへの想定上の投資を行うため、参照ファンド等の価格の変動により積極運用部分の価値が変動する場合があります。このため、受益証券の価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。この結果、ファンドの受益証券の価格が変動し、または価格が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

ファンドは外貨建て資産に投資していることから、外国為替相場の変動の影響を受けます。そのため、純資産価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの純資産価額の算定は米ドル建てにより行われるので、日本円により投資する場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨受取金額が円貨投資額を下回る場合があります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行になること等をいいます。ファンドは、投資先債券の発行会社、日本国債の発行者ならびにゴールドマン・サックス・インターナショナルの信用リスクを伴い、その影響を受けるので、純資産価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、ファンドはそのリスクを伴います。例えば、ファンドは流動性がなくなることのある市場に投資することがあるため、ポジションを清算することが不可能になるかまたはそのための費用が高くなることもあり、その結果、多額の取引費用が生ずる場合があり、純資産価額が下落し損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

その他の留意点

- 投資先債券の価格がターゲット水準に達した場合の繰上償還に係る留意事項
ファンドは、運用開始日から3年が経過した日の翌日(2023年4月1日)以降、投資先債券の価格がターゲット水準以上となったことによりファンドの償還価格が米ドル建て投資元本の120%以上となることが期待される場合、投資先債券を売却することで早期償還を目指します。投資先債券の価格がターゲット水準に達してから信託期間終了日(2030年3月29日)までの期間が短い場合、早期償還が行われない場合があります。ターゲット水準は投資先債券を売却することで早期償還を目指す水準であり、受益証券1口当たり純資産価格が一定の水準になることを示唆または保証するものではありません。早期償還が行われる場合においても、ターゲット水準が投資先債券の実際の売却価格となるわけではありません。投資先債券の実際の売却価格は、ターゲット水準を下回ることが予想されます。また、投資先債券の売却等を行う際の市場動向や費用負担等により、ファンドの実際の償還価格は、投資先債券の売却価格がターゲット水準であった場合におけるファンドの償還価格を下回る場合があります。換金(買戻し)手数料は、ファンドが早期償還される場合にもかかります。投資先債券の売却等が速やかに行えない場合があるため、投資先債券の価格がターゲット水準に達してから早期償還が行われるまで日数がかかる場合および早期償還が行われることなく満期償還となる場合があります。
- 参照戦略に関する留意事項
参照ファンドに帰属するウェイトは、あらかじめ決められたルールに従って運用されるアルゴリズムを適用することにより、計算代理人によりリバランスされます。参照戦略に埋め込まれたリターンを超えて、リターンを強化するような参照戦略のアクティブ運用はありません。市場参加者はしばしば市場、政治、金融またはその他の要素の観点から素早く投資を調整します。アクティブ運用商品は、アクティブ運用ではない商品よりも、直接かつ適切に、目下の市場、政治、金融またはその他の要素に対して潜在的に反応することができます。
- ファンドの受益証券の取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)は適用されません。

免責条項

参照ファンド、参照ファンドの運用会社、それらの関連会社またはそれらのメンバー、マネージャー、パートナー、取締役、役員もしくは従業員(以下、本項目において「対象当事者」といいます。)は、本書の内容の正確性や完全性、本書における表明、またはファンドのパフォーマンスについて、いかなる責任も負わないものとします。対象当事者は、本書および／またはファンドに関して投資者や第三者に生じた、いかなる直接的、間接的、結果的、または他の損失や利益の損失を含む損害についての責任からも免責されます。対象当事者は、ファンドの受益証券についてのマーケティング、勧誘または販売について責任を負うことも関与することもなければ、ファンドの販売に関する法令または規制の遵守について責任を負うこともなく、さらに、マーケティング、販売、売買に関する対象当事者の商品やサービスについて、意見を述べることを許された第三者もおりません。参照ファンドならびに参照ファンドの運用会社および／またはそれらの関連会社が助言を行う他のいかなるファンドの過去のパフォーマンスも、ファンドの将来のパフォーマンスを示すものではありません。

リスクの管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、当ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。また、リスク管理部門が、ファンドの法令、投資制限、ガイドラインの遵守状況を確認します。

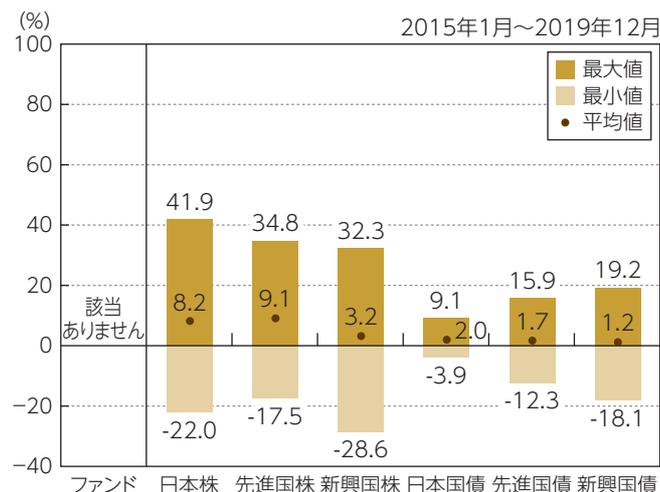
参考情報

〈 ファンドの分配金再投資 純資産価格・年間騰落率の推移 〉

ファンドは、2020年3月31日に運用を開始するため、該当事項はありません。

〈 ファンドと他の代表的な 資産クラスとの年間騰落率の比較 〉

2015年1月～2019年12月の5年間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものです。（ただし、ファンドは運用開始日が2020年3月31日のため、年間騰落率は算出されません。）



出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）
- 代表的な資産クラス間の年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。
- 代表的な資産クラスを表す指数

日本株…………… TOPIX(配当込み)

先進国株…………… FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)

新興国株…………… S&P 新興国総合指数

日本国債…………… BBGバークレイズE1年超日本国債指数

先進国債…………… FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)

新興国債…………… FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注) S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、サブ・ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

運用実績

ファンドは、2020年3月31日に運用を開始します。したがって、本書の日付現在、運用実績はありません。

お申込みメモ

購入の申込期間	2020年3月2日から2020年3月27日まで (注)ファンド購入時に欧州共同体および英国による経済制裁措置および対象者リストに掲載されている方は購入できません。
購入(申込み)単位	1口以上1口単位
購入(申込み)価格	受益証券1口当たり100米ドル
購入(申込み)代金	2020年3月27日午後3時までに日本における販売会社に対して申込代金をお支払いください。
換金(買戻し)単位	1口以上1口単位、もしくは管理会社が別途定める単位
換金(買戻し)価格	関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格 (注)「買戻日」とは、毎ファンド営業日、または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。 「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、ケイマン諸島、ロンドン、ニューヨークおよびダブリンの銀行が営業している日、ニューヨークの証券取引所が営業している日、かつ日本において銀行および金融商品取引業者が営業している日(土曜日または日曜日を除きます。)、またはファンドに関して管理会社が随時決定するその他の日をいいます。
換金(買戻し)代金	日本の投資者に対する買戻代金の支払いは、国内約定日(通常、買戻日から1ファンド営業日後の翌国内営業日)から起算して8国内営業日目以降に行われます。 (注1)「国内営業日」とは、日本における販売会社の日本における営業日をいいます。 (注2)ファンドの早期償還に伴い取り消された換金(買戻し)請求については、上記と異なる取扱いとなる場合があります。
申込締切時間	購入(申込み)：2020年3月27日の午後3時 買戻請求：換金申込締切日(各買戻日の1ファンド営業日前)の午後3時
換金申込不可日	国内営業日がファンド営業日でない場合およびファンドの償還日には、換金(買戻し)の申込みを行うことはできません。
換金(買戻し)制限	いずれかの買戻日におけるファンドに関する買戻請求通知の合計が、管理会社がその絶対的裁量により決定する割合または金額を超える場合、管理会社は、(i)管理会社が当該買戻通知に関する買戻代金の支払要件を充足するために十分な資産を換金するまで、当該買戻日もしくはファンドの純資産価額の計算を延期するか、または、(ii)買い戻される受益証券の総口数を、管理会社により決定されるファンドの発行済みの受益証券の割合または金額に制限する(その場合、受益者の請求は比例して縮減され、残りはその後の買戻日において、後の買戻日に関して受領される買戻通知に優先して買い戻されます。)かを、選択することができます。
購入(申込み)・換金(買戻し)受付の中止および停止	受託会社または管理会社は、ファンドに関する受益証券1口当たり純資産価格(および適用ある評価日)、ならびに／または受益証券の発行および／もしくは買戻しおよび／もしくはスイッチング(もしくは適用ある買戻日)、ならびに／または(評価日もしくは買戻日が延期もしくは停止されない場合であっても)買戻代金の支払いを、その単独の裁量により、以下の状況を含むあらゆる理由に基づいて、全部または一部を、延期または停止することができます。 ①その時点でファンドの大部分の直接または間接の投資対象が上場されている証券取引所が通常の週末および休日以外の理由で閉鎖している期間、または取引が制限され、もしくは停止している期間 ②緊急事態に相当すると受託会社または管理会社が判断する事態またはその他の事情が存在する結果として、ファンドによる投資対象の評価もしくは処分を合理的に実施することができないか、または評価もしくは処分をすれば受益者の利益が大幅に損なわれる期間 ③ファンドの直接もしくは間接の投資対象の価額もしくは証券市場の最新価格を算定するために通常使用している通信手段が故障している期間、またはその他の理由でファンドが直接もしくは間接に所有する投資対象の価額が合理的に迅速かつ正確に確認できない期間 ④投資対象の取得または処分に伴う資金の送金を通常の為替レートで実行できないと受託会社が管理会社と協議した上で判断する期間 ⑤ファンド、管理会社またはそれらの関連会社、子会社もしくは関係者またはファンドのその他の業務提供者に関連して、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用あるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止することが必要であると、受託会社または管理会社を代理する受託会社または管理事務代行会社が判断する期間 (注)「評価日」とは、毎ファンド営業日または管理会社が随時決定するその他の日をいいます。

手続・手数料等

信託期間	ファンドは、2020年3月31日に運用を開始し、原則として2030年3月29日に終了します。ただし、後記「早期償還」に定めるいずれかの方法により早期に償還されることがあります。
早期償還	<p>ファンド(または場合によりトラスト)は、以下のいずれかの事項が最初に発生した時に終了します。</p> <p>①ファンド(もしくは場合によりトラスト)の存続もしくは他の法域への移転が違法になる場合、または受託会社もしくは管理会社の合理的な見解により非現実的もしくは不適切になる場合</p> <p>②受益者が、ファンド決議(または場合により受益者決議)により終了を決定した場合</p> <p>③基本信託証書の締結日に開始し、同日の149年後に終了する期間が終了した時</p> <p>④受託会社が退任の意思を書面により通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、管理会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、受託会社の後任として受託会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命または任命を手配することができない場合</p> <p>⑤管理会社が退任の意思を書面により通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意的清算を開始した場合であって、受託会社が、当該通知の受領または清算の開始後90日以内に、管理会社の後任として管理会社の業務を承継する用意のある他の会社を任命または任命を手配することができない場合</p> <p>⑥受託会社または管理会社が、その絶対的な裁量により終了の決定をする場合</p> <p>また、ファンドの受益証券の発行口数が10万口を下回った場合、および、投資先債券の価格がターゲット水準以上となった場合、管理会社はファンドのすべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定することができます。</p>
決算日	毎年2月末日
収益分配	原則として分配は行わない方針です。
信託金の限度額	ファンドには信託金の限度額の定めはありません。
運用報告書	管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各会計年度終了(毎年2月末日)後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。ファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会員のホームページにおいて提供されます。
課税関係	税法上、ファンドは、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
その他	<p>受益証券の申込みを行う日本における投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。</p> <p>受益証券の純資産価格は、基準通貨建てにより表示されるため、円貨から投資した場合には、円貨換算した純資産価格は、円貨と当該基準通貨の間の外国為替レートの変動の影響を受けます。</p>

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																							
購入(申込み)手数料	<p>ありません。 (ただし、ファンドの発行価格の2.00%相当額が、ファンドの信託財産から日本における販売会社に支払われます。) ※詳しくは後記「ファンドの購入時手数料について」をご参照ください。</p>																						
換金(買戻し)手数料	<p>以下に従って計算される買戻し手数料が買い戻される受益証券の買戻代金から控除されます。 日本の消費税および地方消費税は買戻し手数料に対してかかりません。 ※換金(買戻し)手数料は、ファンドが早期償還される場合(ファンドの受益証券の発行口数が10万口を下回った場合、および、投資先債券の価格がターゲット水準以上となった場合において、管理会社がファンドのすべての受益証券を強制的に買い戻すことを決定したことによりファンドが早期償還される場合を含みます。)にもかかります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下記期間中(両端の日を含みます。)の買戻日における買戻し</th> <th>買戻し手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定日から 2021年3月31日の間</td> <td>買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の<u>2.0%</u></td> </tr> <tr> <td>2021年4月1日から 2022年3月31日の間</td> <td>買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の<u>1.8%</u></td> </tr> <tr> <td>2022年4月1日から 2023年3月31日の間</td> <td>買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の<u>1.6%</u></td> </tr> <tr> <td>2023年4月1日から 2024年3月31日の間</td> <td>買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の<u>1.4%</u></td> </tr> <tr> <td>2024年4月1日から 2025年3月31日の間</td> <td>買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の<u>1.2%</u></td> </tr> <tr> <td>2025年4月1日から 2026年3月31日の間</td> <td>買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の<u>1.0%</u></td> </tr> <tr> <td>2026年4月1日から 2027年3月31日の間</td> <td>買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の<u>0.8%</u></td> </tr> <tr> <td>2027年4月1日から 2028年3月31日の間</td> <td>買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の<u>0.6%</u></td> </tr> <tr> <td>2028年4月1日から 2029年3月31日の間</td> <td>買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の<u>0.4%</u></td> </tr> <tr> <td>2029年4月1日から 2030年3月28日の間</td> <td>買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の<u>0.2%</u></td> </tr> </tbody> </table>	下記期間中(両端の日を含みます。)の買戻日における買戻し	買戻し手数料	設定日から 2021年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>2.0%</u>	2021年4月1日から 2022年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.8%</u>	2022年4月1日から 2023年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.6%</u>	2023年4月1日から 2024年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.4%</u>	2024年4月1日から 2025年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.2%</u>	2025年4月1日から 2026年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.0%</u>	2026年4月1日から 2027年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.8%</u>	2027年4月1日から 2028年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.6%</u>	2028年4月1日から 2029年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.4%</u>	2029年4月1日から 2030年3月28日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.2%</u>
	下記期間中(両端の日を含みます。)の買戻日における買戻し	買戻し手数料																					
	設定日から 2021年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>2.0%</u>																					
	2021年4月1日から 2022年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.8%</u>																					
	2022年4月1日から 2023年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.6%</u>																					
	2023年4月1日から 2024年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.4%</u>																					
	2024年4月1日から 2025年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.2%</u>																					
	2025年4月1日から 2026年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>1.0%</u>																					
	2026年4月1日から 2027年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.8%</u>																					
	2027年4月1日から 2028年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.6%</u>																					
	2028年4月1日から 2029年3月31日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.4%</u>																					
2029年4月1日から 2030年3月28日の間	買い戻される受益証券の口数に ファンドの発行価格を乗じた額の <u>0.2%</u>																						
信託財産留保額	かかりません。																						
<p>ファンドの購入時手数料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 投資者は、ファンドの募集時の購入時手数料については直接負担せず、設定後約10年後の応当する買戻日まで、ファンドに対して間接的に後払いする仕組みとなっています。 ■ また、ファンドの発行価格の2.00%に相当する金額の前払販売報酬はファンドの信託期間にわたり償却されるため、投資者のファンド購入代金が当初ファンド投資額となります。 ■ 次項「ファンドの管理報酬等」に記載の販売会社報酬に加え、換金(買戻し)手数料およびファンドの信託期間にわたり償却される前払販売報酬が、ファンドの募集時における販売募集業務、情報提供、またはその他のこれらに付随する業務の対価となります。 																							

手続・手数料等

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの管理報酬等

報酬対象額^{*}の年率0.69% (ただし、受託会社報酬の最低報酬額として年間15,000米ドル、管理事務代行会社報酬と保管会社報酬の最低報酬額として合計年間15,000ユーロがかかります。)およびその他の費用・手数料がファンドから支払われます。

(※ファンドの発行価格に評価日時時点の発行済受益証券口数を乗じた額を意味します。)

手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率
管理会社報酬	管理会社	ファンドに対する管理業務	報酬対象額の年率0.03%(毎月後払い)
受託会社報酬	受託会社	ファンドに対する受託業務	報酬対象額の年率0.01%(ただし、最低報酬額として年間15,000米ドルがかかります。)(毎四半期後払い)
管理会社業務代行会社報酬	管理会社業務代行会社	ファンドに対する管理会社業務代行業務	報酬対象額の年率0.04%(毎月後払い)
管理事務代行会社報酬	管理事務代行会社	ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産価額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務	報酬対象額の年率0.10%(ただし、最低報酬額として年間10,000ユーロがかかります。)(毎月後払い)
サービス支援会社報酬	サービス支援会社	ファンドのサービス支援業務	報酬対象額の年率0.20%(毎月後払い)
保管会社報酬	保管会社	ファンド信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務	報酬対象額の年率0.05%(ただし、最低報酬額として年間5,000ユーロがかかります。)(毎月後払い)
販売会社報酬	日本における販売会社	受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務	報酬対象額の年率0.25%(毎月後払い)
代行協会員報酬	代行協会員	目論見書、運用報告書等の販売会社への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務	報酬対象額の年率0.01%(毎月後払い)
その他の費用・手数料	<p>①設立費用 トラストおよびファンドの設立および受益証券の当初募集に関する費用は、受託会社により別の方法が適用されると決定されない限り、申込期間が終了した後、最初のファンド営業日からファンドの第3会計期間の終了時までの期間において、償却されます。</p> <p>②仲介手数料 有価証券の売買に関連する仲介料および手数料は関係する信託財産から支弁します。</p> <p>③その他の運営費用 ファンドはその事業活動に付随するすべての費用(受託会社、管理会社、管理会社業務代行会社、サービス支援会社、保管会社、管理事務代行会社、代行協会員および日本における販売会社が自らの費用で提供する、各自の業務を遂行するために必要な事務員、事務スペースおよび事務機器に関する費用を除きます。)を負担します。かかる費用には、法令遵守の費用、監査人および法律顧問の報酬、管理費用、トラスト、管理会社および/または受託会社に適用される法令または規則に基づき必要とされる受益者の利益のために必要な言語による受益者向けの通知の作成、決算、簿記および純資産価額の計算に必要とされる費用、受益者向け通知の作成・配布費用、弁護士費用、監査人費用、トラストもしくはファンドが支払うべき資産、所得、手数料、費用に課せられるすべての租税、受益証券の募集または販売により直接生じる費用を含むその他の一般管理費、利息、借りに伴うコミットメント・フィー、源泉徴収税その他の租税、受益者または潜在的投資家との通信費用等を含みます。ファンドの設定時には予期されず受益証券の発行手取金から控除されなかった費用はファンドが負担します。ファンドは他の投資会社への投資に関して申込み手数料および買戻し手数料を支払うことがあります。ファンドは、組入証券の取引に関連する仲介手数料を支払う義務を負うことがあります。その他の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率や上限額等を表示することができません。</p>		

上記のほか、ファンドの発行価格に対し2.00%に相当する金額の前払販売報酬が、ファンドの信託期間にわたって償却されます。

上記、管理会社報酬から代行協会員報酬までの各報酬は、設定日から投資先債券満期日までの期間(以下「報酬計算期間」といいます。なお、報酬計算期間は設定日および投資先債券の満期日を含みます。)中に支払われます。

投資先債券のパフォーマンスに影響し、間接的にファンドの純資産価額に影響を与える費用および控除率

控除率	参照戦略の収益率を計算する際、年率0.50%の控除率が控除されます。
その他	参照戦略の収益率を計算する上での基礎となる参照ファンドの水準は、アセット・サービシング・コストを控除したものです。また、参照ファンドの水準を算出する際の要素である参照ファンドの純資産価格は、当該参照ファンドにかかるオルタナティブ投資ファンド運用者(AIFM)報酬、投資運用報酬、成功報酬その他費用を控除して計算されます。これらの詳細につきましては、請求目論見書をご参照ください。

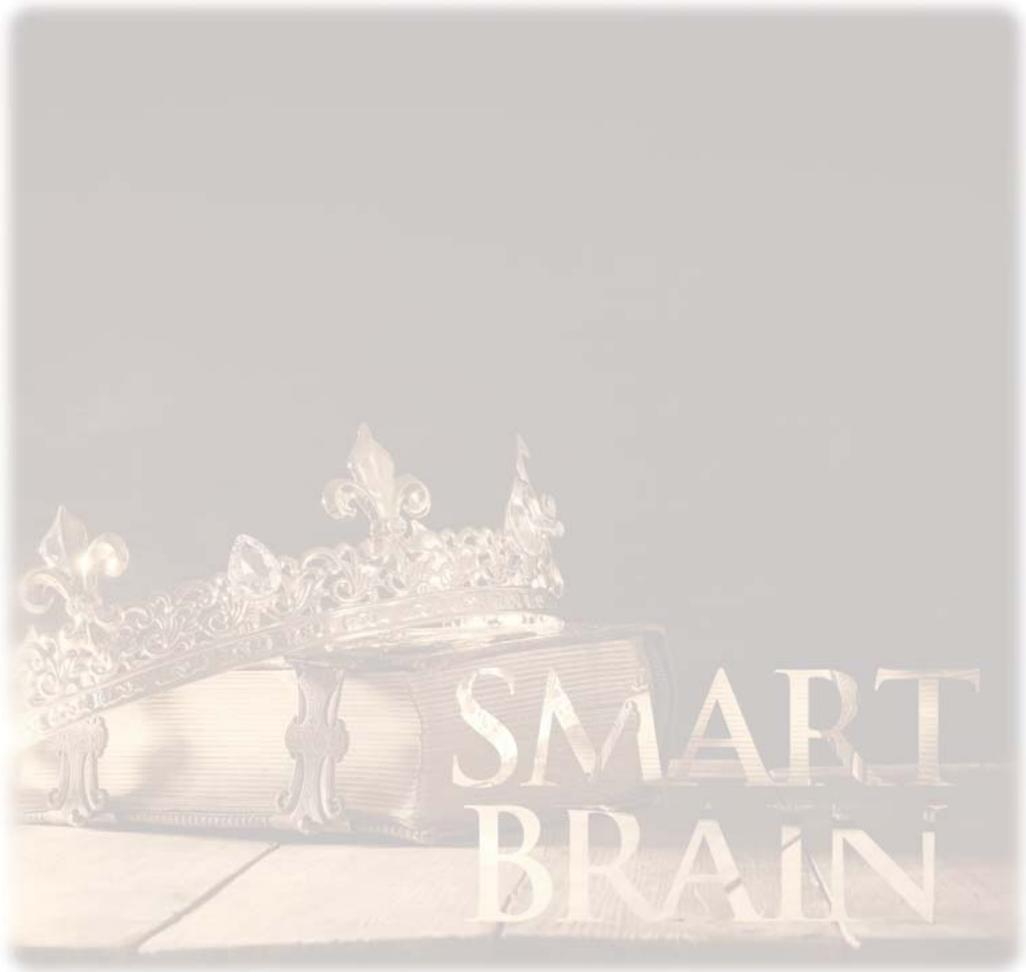
手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ファンドの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができません。

税金

個人のお客様に適用される税制	◆個人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。 ◆受益証券の換金 (買戻し) または償還に基づく損益は、個人のお客様について、換金 (買戻し) 時または償還時に、譲渡所得として課税され、譲渡益に対して20.315% (所得税15.315%、住民税5%) が課せられます。
法人のお客様に適用される税制	法人のお客様が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。
<ul style="list-style-type: none">• 上記は、2020年1月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。• 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。	

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.



このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- ・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- ・当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あつせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	電話：0120-56-3143（通話料有料）東京：03-5745-5051 大阪：06-6258-0012 平日・土・日・祝日9:00～21:00 ※1月1日～3日と5月3日～5日を除く

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbc.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

■「早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03」の三井住友銀行でのお取引条件について

- 購入時手数料は、かかりません。
- 換金手数料（非課税）は、買戻日に応じて、下記料率を元本額（解約口数×当初元本額）に乗じて得た金額となります。

	買戻日	手数料率
換金手数料	設定日から2021年3月31日の間	2.00%
	2021年4月1日から2022年3月31日の間	1.80%
	2022年4月1日から2023年3月31日の間	1.60%
	2023年4月1日から2024年3月31日の間	1.40%
	2024年4月1日から2025年3月31日の間	1.20%
	2025年4月1日から2026年3月31日の間	1.00%
	2026年4月1日から2027年3月31日の間	0.80%
	2027年4月1日から2028年3月31日の間	0.60%
	2028年4月1日から2029年3月31日の間	0.40%
	2029年4月1日から2030年3月28日の間	0.20%

- 購入単位は以下の通りとなります。

購入の場合 1口以上1口単位 ※「投信自動積立」の取扱はございません。

本商品は、SMBCグループのグループ会社であるSMBC日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、三井住友DSアセットマネジメント株式会社が関係する商品です。

（この目論見書補完書面は2020年3月2日時点の情報に基づいて作成しております）